

実質化された人・農地プラン

|       |       |          |            |          |
|-------|-------|----------|------------|----------|
| 市町村名  | 対象地区名 | (地区内集落名) | 作成年月日      | 直近の更新年月日 |
| 安芸高田市 | 栃木・市  | 栃木       | 令和4年11月11日 |          |

1. 対象地区の現状

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ① 対象地区における耕地面積(ha)                | 11.35ha   |
| ② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha) | 6.94ha  |
| ③ ②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)        | 1.01ha  |
| ④ ③のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)   | 0.17ha  |
| ⑤ ①のうち、今後中心経営体引き受ける意向がある耕作面積(ha)  | 1.00ha  |
| (備考)                              |   |
| i 農地中間管理機構の活用                     | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 0.3 ha  |
| ii 中山間地域等直接支払協定面積                 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 11.0 ha |

- 注1:③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。  
 注2:⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。  
 注3:「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

| 属性      | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |          | 今後の見込み |          | 営農範囲(集落) |
|---------|----------------|------|----------|--------|----------|----------|
|         |                | 経営作物 | 経営面積(ha) | 経営作物   | 経営面積(ha) |          |
| 認農      | A              | 水稲   | 4.00ha   | 水稲・麦   | 5.00ha   | 栃木       |
| 認就(見込み) | Aの(後継者)        |      |          |        |          |          |
| 総計      |                |      | 4.00ha   |        | 5.00ha   |          |

- 注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します  
 注2:「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。  
 注3:「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2. 対象地区の課題

認定農業者である中心経営体が経営継承を計画しており、継承後の認定就農者の早期経営安定を図る必要がある。

注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

① 栃木集落

認定農業者の経営農地及び後継者不明の農地は現状認定農業者である中心経営体に集積するが、将来的には経営継承者である現認定農業者の子に認定就農者として中心に農地利用を担っていく方針である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体である認定就農者への農地貸付を、現状の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合において、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

② 基盤整備への取組方針

基盤整備済みである。

③ 高収益・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、今後は収益性の高いブロッコリーなどの園芸作物の生産に取り組む予定。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による侵入防止柵の点検、ワイヤーメッシュ柵への変更による機能強化。放任果樹の伐採や被害発生場所の早期対策ができる体制の構築等に取り組む。

⑤ 災害対策への取組方針

水害等の被害早期復旧のため、地域による体制構築などに取り組む。

⑥ その他の取組方針

中山間地域等直接支払制度を活用し、鳥獣害対策や農地の保全管理に努める。